

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	
①地域の概要・立地	当市は佐賀県の南東部に位置する県庁所在地である。人口は、225,598 人（男 106,856、女 118,742）105,414 世帯（令和 7 年 8 月末現在）であり、市域は南北に長く、南側は有明海に面し、南東部は筑後川を挟んで福岡県大川市・柳川市に、北東部は脊振山地を境に福岡県福岡市・糸島市に接している。 その中で、当会が管轄する当市南部 4 町（諸富町、川副町、東与賀町、久保田町）には 38,941 人（男 18,754 女 20,187）16,621 世帯（令和 7 年 8 月末現在）が暮らしている。 佐賀市南部は有明海に面しており、広大な干拓地と干潟が分布する地域である。標高はおおむね 1～3 メートル程度と極めて低く、満潮位以下の区域も広範囲に存在する。このため、台風や豪雨時には河川水位の上昇や高潮の影響を強く受けやすく、複合的な水害リスクを抱えている。豪雨時には雨水排水が滞りやすく、排水路や下水道の能力を超過すると内水氾濫が発生する。嘉瀬川やその支流が高水位になると排水機能が低下し、干拓地や住宅地に浸水が拡大する危険性がある。有明海の干満差は最大約 6 メートルに達し、河川の排水に影響を及ぼす。台風襲来時には高潮と洪水が同時発生する可能性があり、甚大な被害を引き起こす恐れがある。
②想定される地域の災害リスク	
(内水：ハザードマップ)	当市は干満差が 6m に達する有明海と脊振山地に囲まれた 5 m 以下の低い標高の土地が広がっている。また平野部は北から南へ緩かに傾斜した地形であり、高低差が小さいため水はけが悪く、降った雨をスムーズに排水することが難しい。 以上の特性により、佐賀市内全域で頻繁に浸水が発生する。
(洪水：ハザードマップ)	管内は有明海に面しており、1 級河川（筑後川、嘉瀬川）が 2 本流れ、それらの支流など数多くの河川がある。当市の洪水ハザードマップによると、3 m～5 m の浸水が予想される地域も一部あり、多くの地域で 0.5 m～3 m の浸水が予想されている。また、主要道路（国道 208 号線、国道 444 号線）でも同程度の浸水が想定されているため、交通面や物流面への影響も懸念される。
(地震：ハザードマップ)	佐賀市南部は、嘉瀬川等の洪水はん濫による沖積平野で、山麓地に洪積層の一部が見られるほか、軟弱地盤地帯を形成しており、地震の際に揺れが増幅され、液状化現象発生の可能性もある。 加えて、佐賀市は、佐賀平野北縁断層帯が市域を横断しており、当市地震ハザードマップによると、この断層で地震があった際、佐賀市南部で予測震度 6 弱～6 強を観測する地域が多くある。
(感染症)	新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,108人
- ・小規模事業者数 1,023人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	279	268	管内に広く分散している。
	製造業	186	168	諸富町に家具製造業者が多い。
	卸売業	61	52	管内幹線道路沿いに多い。
	小売業	193	174	管内幹線道路沿いに多い。
	飲食店・宿泊業	79	77	管内幹線道路沿いに多い。
	サービス業	233	217	諸富町に家具の運送業者が多い。
	その他	77	67	管内に広く分散している。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・佐賀市地域防災計画の策定（最新版：令和7年6月）
- ・佐賀市水防計画の策定（最新版：令和6年11月）
- ・佐賀市国土強靱化地域計画の策定（令和2年5月）
- ・佐賀市排水対策基本計画の策定（最新版：令和2年6月）
- ・佐賀市総合防災訓練（毎年1回）
- ・水防警戒箇所巡視（毎年5月）
- ・水防訓練（毎年5月）
- ・市職員情報伝達訓練（年3回程度）
- ・防災備品の備蓄
- ・最新版ハザードマップの配布
- ・自主防災組織の研修会および出前講座の開講
- ・災害時において迅速な避難行動を促し市民の安全を確保するため、防災カメラ映像、メール、SNS等を利用し、市民に防災情報を提供
- ・佐賀市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（最新版：平成26年11月 ※令和8年度改訂予定）

2) 当会の取組

- ・事業者BCPや事業継続力強化計画に関する国の施策の周知
- ・事業者BCPや事業継続力強化計画策定支援
- ・発災時における特別相談窓口設置による被災事業者の支援
- ・各種共済保険制度の周知、加入推進

II 課題

現状では、職員の災害に関する知識・ノウハウの蓄積が十分でないことから、緊急時に対応できる体制が確立されていない。更には、近年、災害に関する損害保険・共済が多様化しており、職員の災害に関する損害保険・共済の知識及び提案力を高めていく必要がある。

また、感染症対策において、管内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

小規模事業者にあっては、経営環境の厳しさもあって BCP 策定や事業継続力強化計画策定の優先順位が高くなく、周知・啓発を徹底し小規模事業者の意識向上を図る必要がある。

III 目標

- ・管内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・職員が災害や保険・共済に関する知識・ノウハウを習得し、普及・啓発に取り組み小規模事業者の防災・減災対策を図る。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また管内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・令和2年に策定した「事業継続計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年に事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ、あいおいニッセイ同和損害保険㈱及び東京海上日動火災保険㈱や佐賀県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当会と当市で、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（特に水害を想定）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜ 2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、佐賀市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内 10 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

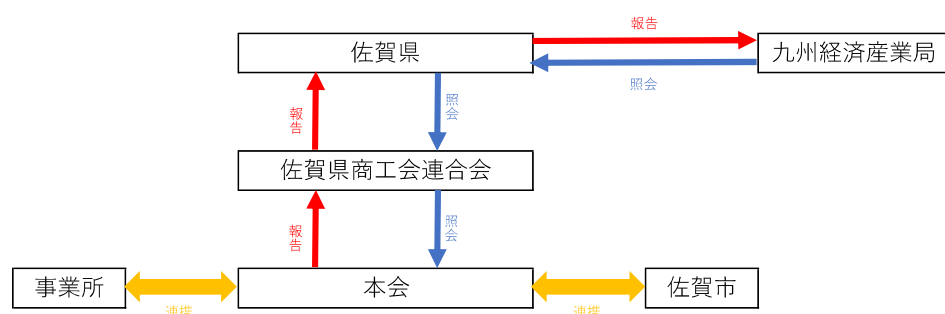
発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間～1 ヶ月	2 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	1 週間に 1 回共有する

- ・当市で取りまとめた「佐賀市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3．発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、管内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

【被災状況の報告体制】



＜ 4．応急対策時の管内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、佐賀市、佐賀県、佐賀県商工会連合会と相談する（当会は、国や県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・相談窓口や特別相談窓口の設置場所は、安全性が確認されかつ感染症等の状況が考慮された場所とし、あらかじめ協議した順位により設置する。なお、当会および当市は、現在未使用会館、使用中の支所を有しており、代替窓口として優先的に検討する。
- ・管内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町等の施策）について、管内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。開設方法については、佐賀市、佐賀県、佐賀県商工会連合会と相談する（当会は、国や県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

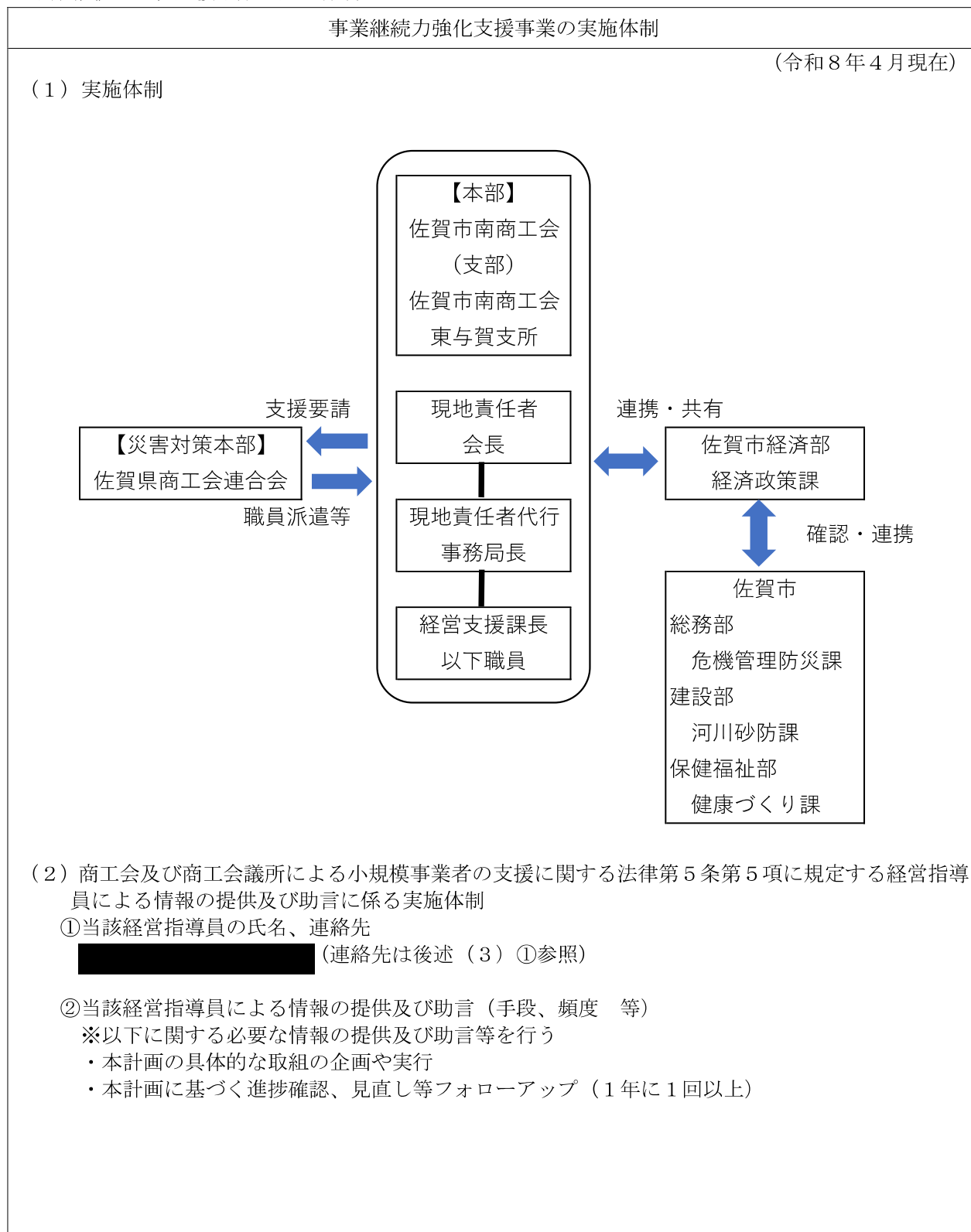
＜ 5．管内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・当会および当市で協議のうえ、国や県、県商工会連合会の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内外からの応援派遣等を県や商工会連合会に相談する。
- ・支援にあたっては感染症の特性や感染状況等も踏まえ、感染拡大の懸念等がある場合には、オンライン等を活用した支援も検討する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会、関係市町連絡先

①商工会

佐賀市南商工会 経営支援課

〒840-2102 佐賀県佐賀市諸富町為重 529-5

TEL : 0952-47-2590 / FAX : 0952-47-3756

E-mail : sagaminami@sashoren.or.jp

②関係市町

佐賀市役所 経済政策課

〒840-8501 佐賀県佐賀市栄町 1-1

TEL : 0952-40-7102 / FAX : 0952-26-6244

E-mail : keizai@city.saga.lg.jp

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	800	800	800	800	800
・パンフ、チラシ作製費	300	300	300	300	300
・広報費	150	150	150	150	150
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・専門家派遣費	150	150	150	150	150
・防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、佐賀市補助金、県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。